

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

平成 23 年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 23 年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 23 年度 橋本市国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度橋本市の国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,285 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99,356 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		107,640	△8,356	99,284
	1 一般会計繰入金	107,640	△8,356	99,284
2 繰越金		1	57	58
	1 繰越金	1	57	58
3 諸収入		0	14	14
	1 雑入	0	14	14
歳入合計		107,641	△8,285	99,356

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民宿舎費		23,498	△8,222	15,276
	1 国民宿舎費	23,498	△8,222	15,276
2 公債費		84,143	△63	84,080
	1 公債費	84,143	△63	84,080
歳 出	合 計	107,641	△8,285	99,356